令和5年度原子力規制委員会 第35回会議議事録

令和5年9月27日(水)

原子力規制委員会

令和5年度 原子力規制委員会 第35回会議

令和5年9月27日

10:30~11:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

議題1:特定の共通事項に係る技術文書の技術評価に係る規程の制定及び今後の対応方

針

議題2:申請・届出手続のデジタル化に向けた対応方針

議題3:原子力規制国際アドバイザーの委嘱

○田中委員長代理

それでは、これより令和5年度第35回原子力規制委員会を始めます。

本日は山中委員長が出張中のため、私が進行いたします。

最初の議題は「特定の共通事項に係る技術文書の技術評価に係る規程の制定及び今後の 対応方針」についてであります。

説明は、原子力規制企画課の藤森調査官からお願いいたします。

○藤森原子力規制部原子力規制企画課企画調査官

原子力規制企画課の藤森でございます。

それでは、資料1に基づきまして御説明いたします。

まず「1. 趣旨」でございますけれども、本件は、特定の共通事項に係る技術文書、いわゆるトピカルレポート、これの技術評価に関わります規程の制定案につきまして、本年6月14日の原子力規制委員会(令和5年度第15回原子力規制委員会)におきまして意見公募の実施が了承されましたが、その意見公募の結果につきまして、提出された御意見に対する考え方、これにつきまして了承を得ることについて諮るとともに、当該制定案の決定について付議するものとなってございます。

また、併せまして、実際にトピカルレポートが提出された際の技術評価に関わります今後の対応方針の了承について、付議するものとなってございます。

このトピカルレポートの技術評価の概要、位置付け等につきましては、参考に一番後ろの49ページ目、50ページ目に今回つけさせていただいておりますので、簡単に御紹介させていただければと思います。49ページ目を御覧ください。

トピカルレポートにつきましては、事業者やプラントメーカーなどが作成しました特定の技術的事項、トピックを取り扱う文書でございまして、将来的に複数の設置変更許可などの申請において利用される予定のトピカルレポートを技術評価の対象としてございます。複数出てきます許可申請の前に技術評価で技術的妥当性等を確認しておけば、個別の審査ではその技術評価の結果を活用・参照することで合理的に審査を行うことが可能というものでございます。

次のページでございますけれども、最後の50ページ目でございますが、技術評価という言葉自体は、民間規格の技術評価もございますので、トピカルレポートと民間規格の比較もつけさせていただいております。

民間規格の方は、作成者については学協会でございまして、その活用方法といたしましては、一番下の右下の欄に書いてございますが、技術評価で確認した規格については、審査基準において引用されるものといった違いがございます。

それでは、1ページ目にお戻りいただきまして「3. 意見公募の実施結果等」でございますけれども、本件につきましては、令和5年6月15日から7月14日までの30日間意見公募を実施いたしまして、提出意見数4件、これは提出者の数になりますけれども、延べ意見数といたしましては34件の提出がございました。

それでは、具体的な御意見とその考え方に対して、通しの4ページ目から御説明させて いただきます。

左上に「技術評価の対象要件、対象分野、判断基準に関するもの」との記載がございますけれども、意見の内容に応じまして分類分けをしてございまして、大きく分けて四つの分類でカテゴライズしてございますが、このカテゴリーへの提出意見としてはトータル7件ございました。

代表的なものを御説明させていただきますが、No.1からNo.2の御意見ですが、まず、トピカルレポートの技術評価の判断基準でございます技術的妥当性、適用性及び検証性を明確にしていること、この判断基準につきまして、技術的に妥当と判断する具体的な基準、これは法令、審査ガイド等を明確に規定すべきではないかとの御意見。それから、No.2につきましては、品質保証につきまして、同様に具体的な品質保証に対する要求事項を規定すべきではないかといった御意見でございます。

御意見に対する考え方といたしまして、右側の欄の二つ目の矢羽根(➤)のところに記載がございますけれども、本規程案自体はトピカルレポートの技術評価に係る体制、方法等について、一般的な規定を置くものであると回答してございまして、また、トピカルレポートの内容自体は新規かつ多様なものであることが想定されることから、具体的な判断基準、それから、参照すべき審査基準、ガイド等につきまして、あらかじめ画一的に定めることは困難である旨を回答させていただいてございます。

続きまして、7ページ目を御覧ください。No. 5からNo. 7の意見について紹介させていただきます。

No. 5の御意見の冒頭に規程案の抜粋が記載されておりますけれども、技術評価はあくまでトピカルレポートの技術的妥当性等の評価を行うものであり、その内容の審査基準への適合性を判断するものではないことに留意すると規定してございますが、ここの部分に対しての御意見でございます。

具体的には、技術評価自体は審査基準への適合性を念頭に行われると思うので、それが 分かるように規程案の規定や評価報告書にトピカルレポートが適合する基準等を記載すべ きではないかなどの御意見となってございます。

これらに対しましては、7ページ目の考え方の欄の最初の♪でございますけれども、規程案の内容の繰り返しになってしまいますけれども、あくまでトピカルレポートの技術評価は技術的妥当性等の確認を行うものでございまして、審査基準への適合性を判断するものではありませんと回答してございまして、審査基準への適合性を判断するのは、あくまでも設置変更許可等の申請を受けた後の審査の段階であるということでございます。

続きまして、10ページ目を御覧ください。ここからは「トピカルレポート及び情報の管理等に関するもの」の御意見で、5件ほどございました。

No.8の御意見ですが、評価報告書の公表については国立国会図書館への納本ですかという問い、それから、確認済みのトピカルレポートは行政文書として管理されているのかと

か、10年以上前に行われた評価報告書については、保存期間10年を過ぎて廃棄されている のではないかといったような問いでございます。

こちらに対しては、まず最初の➤で評価報告書の公開について述べていますが、原子力規制委員会ホームページ上における公表を意味しているという回答をしてございます。また、一番下の➤でございますけれども、旧組織で確認済みのトピカルレポートについては、旧組織から行政文書として引き継がれておりまして、現在も行政文書として管理を行っている状況であるということを回答させていただいております。

続きまして、少し飛ばして14ページ目を御覧ください。ここからは「技術評価後のトピカルレポートの取扱いに関するもの」についての御意見でございまして、トータル4件ほどございました。

No. 13の御意見ですが、確認済トピカルレポートを引用した審査において、技術評価済みの部分を省略できるものとすると具体的に記載してほしいとの御意見になります。

これに対しましては、確認済トピカルレポートを引用した申請の審査、これにおきましては、改めてトピカルレポートの技術的内容を一から見るということはありませんけれども、少なくとも当該トピカルレポートがその申請へ適用できるかどうかというところは確認することが必要でございまして、全く確認を省略するということはない状況でございますので、規程案の規定ぶりとしては、審査を合理的に行うことができるといったような規定にしているという回答をしてございます。

それから、続きまして、15ページ目のNo. 15の御意見でございます。トピカルレポートが 更新された際などに、トピカルレポートを引用している申請等への影響の報告を求めると いう規定がございますけれども、この主語、主体、誰が報告するのかというところが明確 ではないのではないかという意見でございます。

これにつきましては、御意見を踏まえまして、主語を明確化するための修正を行うこととしたいと考えてございまして、修正内容につきましては、ちょっと飛んであれですけれども、46ページ目を御覧ください。46ページ目の7.2のところでございますけれども、こちらに修正前後の規定を示してございますけれども、修正前の規定ですと、確かに誰が原子力規制委員会に報告するのかが明確ではなかった部分がございましたので、記載のとおり修正し、報告主体を明確化したいと考えてございます。

それでは、18ページ目にお戻りください。ここからは「その他の提出意見」としまして 18件ほどございました。

まず、No. 17からNo. 19についての御意見ですが、統計的安全評価手法に関する御意見になります。この統計的安全評価手法はBEPUといっていますけれども、BEPU (Best Estimate Plus Uncertainty)のトピカルレポートにつきましては、ATENA (原子力エネルギー協議会)等からトピカルレポートの技術評価を希望する旨の意向がございまして、今般のトピカルレポート制度の再立ち上げをすることになった経緯がございますけれども、まず、No. 17の意見でございますけれども、トピカルレポート制度の立ち上げ前に審査基準を先に制定

すべきではないかといった御意見でございます。

それから、No. 18でございますけれども、最後のところに端的に記載がございますけれども、現行の許可基準規則等の規定からは、BEPU自体はそもそも対象外になるのではないかといった御意見、それから、No. 19につきましては、BEPU手法の我が国での適用は時期尚早ではないかといった御意見でございます。

これらに対しましては、考え方の最初の♪ですけれども、まず、この規程案自体はトピカルレポートの技術評価に関わる体制、方法等を定めるためのものでございまして、二つ目の♪の最後の3行に記載しておりますが、「したがって」の後ですが、本案の制定をもって、特定の評価手法が技術評価の対象か否かや、あるいはその技術的妥当性等の有無及び審査基準への適合性を判断するものではないという回答をさせていただいております。

最後のなお書き、三つ目の≯のところの記載でございますけれども、BEPUのような新たな手法の取扱いについて、審査基準等との関係を少し記載してございますけれども、許可基準規則解釈においても、十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、規定している手法以外でも認めてございまして、規定する以外の手法を全く排除しているものではないというような状況を付記させていただいてございます。

続きまして、21ページ目、No. 22からNo. 34まで意見が続いてございますけれども、これらにつきましては、規程内の用語の定義に対してや記載ぶりなどに対する御意見でございまして、御意見を踏まえまして、必要な部分は適切に修正させていただいてございます。

以上、規程案に対する主な御意見とそれに対する考え方を説明させていただきましたが、 御意見を踏まえました具体的な修正につきましては、37ページ目以降に参考1といたしま して添付してございますけれども、意見公募時の案からの変更箇所については、赤字修正 を見え消しでつけさせていただいてございます。

修正内容につきましては、記載を分かりやすくするなどの観点で説明を追記したり、記載を適正化するといった修正をさせていただいているところでございます。先ほどの御説明の中でも一部触れさせていただきましたけれども、具体的な修正内容については、こちらを御覧いただければと思います。

それでは、1ページ目にお戻りください。「4. 提出意見に関する考え方」「5. 規程の制定について」でございますけれども、別紙1、別紙2のとおり了承及び決定いただきたいとしてございます。

また「6. 今後の対応方針(委員会了承事項)(案)」でございますけれども、実際にトピカルレポートが提出された場合の対応方針を記載しておりますけれども、具体的には特定の共通事項に係る技術文書の技術評価に係る会合、これを設けまして、ほかの業務との優先度も勘案しながらではありますけれども、新規程にのっとって対応していきたいと考えてございます。

次の2ページ目でございますけれども、技術評価の体制といたしましては、今回のトピカルレポートの対象分野が燃料設計、炉心設計等の解析コードや評価手法であるというこ

とに鑑みまして、杉山委員に御担当いただくこととしてはどうかということ。それから、原子力規制庁側の体制といたしましては、プラント審査担当審議官を担当指定職といたしまして、実用炉審査部門を中心に技術基盤グループの職員も参画して対応することとしたいと考えてございます。具体的な人選につきましては、トピカルレポートの内容等に応じまして、個別の案件ごとに適宜特定することとしたいという対応方針案になります。

以上の進め方につきまして、御了承を求めるものとなってございます。

説明は以上になります。

○田中委員長代理

それでは、本件について御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

杉山委員。

○杉山委員

まず、頂いた御意見に対しての回答といいますか、考え方、あと、それを踏まえた修正 案、これについてコメントいたします。

まず、今回、4名の方から頂いたということですけれども、それぞれから非常に具体的なというか、実際的な指摘なり、質問を頂いていると思います。非常にありがたいことだと思います。

今回定める規程というのは大枠を定めるものであって、余り個別のトピックの詳細を決めるものではないということで、今回のそれぞれの考え方について、原文どおりといたしますというものが多いですけれども、それでもやはりこれだけ回答を作るというプロセスは、今後、我々がこの制度を始める上でのよい準備になるといいますか、非常に有益だったと思います。

また、今回、これを踏まえて、主語の明確化ですとか、あと、記載の修正を行った修正 案に関して、考え方ともども妥当だと考えております。

以上です。

○田中委員長代理

あとはございますか。

伴委員、お願いします。

○伴委員

今、杉山委員から発言があったとおり、今回はあくまで大枠を定めるものですし、何をもって技術的に妥当と判断するかというのはかなりケース・バイ・ケースのところがあると思いますから、この考え方、要は、御指摘に対する回答としてはこれでよいとは思います。

ただ、やはり何をもって妥当とするのかというのは、これはかなり本質的な問いであって、そこは我々は引き続き考えるというか、検討を続ける必要があるのではないかと思います。例えば、ソースコードの開示を求めるのかどうか。それが必ずしも常にそうではな

いとすれば、では、どういう場合にそれを求める必要があるのかといった問題もありますし、今後、AI(Artificial Intelligence)の技術がいろいろ取り込まれるようになると、単なるアルゴリズムだけではなくて、学習データの妥当性、信頼性みたいなことも恐らく議論の対象になるだろうと。そういったものをどこまでこちらが確認しなければならないのかというのはかなり悩ましいところなので、いつそういうものが出てくるかというのはちょっと分からないですけれども、やはりそういったこともあり得るということを前提に、今後も頭の体操をしていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○田中委員長代理

あとはございますか。

石渡委員、お願いします。

○石渡委員

今回の御意見に対する回答、考え方、これにつきましては、妥当なものだと思いますが、 この制度そのものについての御質問を読んで、いろいろ質問したいことがありますので、 幾つか質問をさせていただきます。

まず、8番(No.8)の意見です。10ページの意見を見ると、この制度はそもそも旧保安院(原子力安全・保安院)の時代に既に存在していた制度であるということなのですね。そうすると、これはそもそも保安院時代にトピカルレポートというものが何件ぐらい認められたのかということと、それが、例えば、現在、原子力規制委員会ができてからの審査でどのぐらい利用されてきたのかというのをお答えいただけませんか。

○藤森原子力規制部原子力規制企画課企画調査官

原子力規制企画課の藤森でございますけれども、まず、保安院時代に何件認められたかというところでございますけれども、燃料機械設計に関するコードが2件認められてございます。そのほかに、提出だけされて技術評価が進んでいないトピカルレポートが2件ございまして、それは技術評価しないまま今に至っている状況になってございます。

それから、審査でどれぐらい利用されているかというところでございますけれども、本年1月(令和5年1月12日)にGNF-J(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)から 10×10 燃料の型式証明の申請が出てございますけれども、その中で評価済みのトピカルレポートを参考文献として引用している例が1件あるところでございます。

以上です。

○石渡委員

その1件だけですか。分かりました。

あと、原子力規制委員会が発足してから既に11年たつわけですね。旧組織ではこれがあったわけですけれども、この間、11年間、それを復活してほしいということは余りなかったように記憶しているのですけれども、現時点でこの制度を復活することになったというのは、御意見にもありましたけれども、具体的にトピカルレポートを出したいという要望

があったからと、そういう理解でよろしいのですか。

○藤森原子力規制部原子力規制企画課企画調査官

規制企画課の藤森です。

CNO会議(第16回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会(令和4年12月12日))でもATENA等から具体的にトピカルレポートの技術評価として実施してほしいという意向が、今回のTRACという三次元の解析コードとBEPUという統計的安全評価手法、これについては、今後、10×10燃料を導入していく際に必要なので、まずはトピカルレポートの技術評価をお願いしたいという具体的な意向が示されてございます。それを受けて、今回、この制度を再立ち上げするといったところでございます。

○石渡委員

分かりました。いずれにしても、しかし、旧組織で既にあった制度で、トピカルレポートが2件ですか、認められていたにもかかわらず、余り審査の中で頻繁に引用されるというものでもないということで、要するに、原子力規制庁のリソースをこれにどれぐらい割くのかということについては、見通しをある程度つけてやるべきではないかなと思います。以上です。

○片山長官

長官の片山でございます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の後、事業者はまずは新規制基準への対応の方に力を注いでいたということがあって、新たな燃料の導入ということ自体、恐らく事業者側の優先順位としても下がっていたというのが、石渡委員の御指摘の審査実績が余りないのではないかということに表れていると思います。それがある程度、10年以上時間がたって、事業者の方も再稼働し始めたプラントに新しいタイプの燃料を入れるという動きが具体的に出始めてきたことを受けて、今回、このような事業者側からの要望になっていると受け止めております。

ただ、石渡委員の御指摘のとおり、これは複数の審査案件をどう合理的にやるのかという、規制当局側から見れば、そういう意味合いを持った制度でございますので、その辺りは実際の動きなどもよく勘案しながら、優先順位をしっかりつけて、原子力規制庁としても対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○石渡委員

ありがとうございます。

○田中委員長代理

あとはよろしいですか。

どうぞ。

○杉山委員

今の点に関しての補足ですけれども、さらなる安全性向上のためにまずは既存の技術で

基準適合性を確認して、その後、新しい技術を導入していく。その際に必要になるツールを、このトピカルレポートという形で合理的に各社がそれぞればらばらに審査を受けないようにしようと。これは、だから、さらなる安全性向上に必要なプロセスだと考えておりまして、当然、リソースの問題は難しいのですけれども、そこはやはり積極的に我々もこの制度を活用していくという立ち位置が求められるのだと理解しております。

以上です。

○田中委員長代理 よろしいですか。

○石渡委員

私は今、原子力規制庁の方から回答いただいた実績をお聞きして、今までは余り有効に利用されてこなかったように思うので、その点を指摘させていただいたわけです。見通しがあって、この制度を利用して新しい技術文書の評価を行うということであれば、それは結構な話だと思いますので、その辺、よく見通しをつけてやっていただきたいと思っております。

以上です。

○田中委員長代理

あとはよろしいですか。

私から一言ですが、今回、御意見に対して考え方を丁寧に説明しているということで、 技術評価に係る規程はどんなものなのかを一般的にはよく説明したと思うのですけれども、 また、先ほど杉山委員とか、伴委員、石渡委員からもコメントがありましたとおり、具体 のときにどのように見ていくのかとか、また、将来の新しい知見にどう対応するか等々に ついては、今後の一つの課題かなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、別紙1のとおり、提出意見に対する考え方を了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田中委員長代理

ありがとうございます。

その上で、別紙2のとおり、新規程の制定を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田中委員長代理

ありがとうございます。

加えて、今後の対応方針について了承してよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田中委員長代理

ありがとうございます。

今後、杉山委員に技術評価の(担当)委員をやっていただいて、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「申請・届出手続のデジタル化に向けた対応方針」であります。

説明は、総務課の佐々木係員からお願いいたします。

○佐々木(長官官房総務課)

総務課の佐々木です。

本議題は、原子力規制委員会に対する申請・届出のデジタル化に向け、その対応状況と対応方針について報告するものでございます。

政府全体の方針といたしましては、毎年、閣議決定しております規制改革実施計画などにおいて、デジタル化の方向というものが示されていまして、令和2年度には、書面で提出するよう要求しているものや、押印をするように様式が定まっているものに対して、見直しましょうということで、原子力規制委員会においても、1ページ目の(2)にありますとおり「原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の制定等をいたしまして、これまで電子メールやオンラインストレージを活用した申請等を受け付けていたところです。

その後、政府全体の方針として、申請の認証方法について、個人の場合はマイナンバーカード、法人の場合はGビズID、このGビズIDは法人に付与される個人番号みたいなものですけれども、こちらを活用して申請・届出等をしていきましょうということで、令和4年には法人におけるGビズIDの活用の原則化だったり、令和5年度には国家資格についてもマイナンバーカード、マイナポータルを活用していきましょうという方針が示されております。

こういった政府方針を踏まえまして、原子力規制庁の今後の対応といたしまして、2ページ目の3に記載してございます。

具体的には、炉規法(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律)と原災法(原子力災害対策特別措置法)についての許認可、申請手続等については、GビズIDを用いたGビズの活用による申請・届出等を検討しておりまして、現在、その活用に向けた調査の来年度予算要求を行っているところでございます。

また、炉規法関係については、審査関係のデータベースがございますので、将来的にe-Govとこのデータベースを連携させる必要があるということで、具体的な申請ページを考える必要があるということで、そちらの検討を令和6年度に実施する予定です。令和7年度にシステム構築をいたしまして、その後、申請を令和7年度から開始できたらなと思っております。

炉規法関係の国家資格についてですが、こちらは個人から申請するものとなりますので、マイナンバーカード、マイナポータルからの申請を検討しております。ただ、試験者数の母数が少ないということと、一次、二次と科目別に合格を出しているということがございますので、マイナポータルの活用の必要性というものを現在検討しております。その検討の結論を今年度中に出す予定でございます。

続いて、放射性同位元素等規制法関係(放射性同位元素等の規制に関する法律)ですが、 こちらの認可・申請の手続については、特定RIセキュリティに係る手続については、現在、 独自システムにより受理しているところです。

ただ、一方、認証のところは原子力規制庁が付与しているIDからやっているところでございますので、こちらを政府全体の方針にのっとりましてGビズIDから認証できるようにすることと、あと、手続の対象を拡大するということで、RIのセーフティの方もこちらを独自システムから申請ができるように、現在、システムを改修中でございます。今後の対応方針として、こちらのシステムの改修を令和6年度までに終わらせて、電子申請を開始できたらと思っているところです。

RIの国家資格について、放射線取扱主任者については、申請の母数が多いということもありまして、マイナポータルを用いた方向で現在検討しております。個人番号を用いた電子申請を今後することになるということで、受験の様式等に個人番号を記載する項目が必要かどうか、あと、政令に手数料を規定しておりますけれども、そちらに電子申請の手数料を規定する必要があるかどうかという、関係法令の改正の必要性というのを今年度中に整理をしていこうと思っております。

最後になりますが、情報公開法の関係で、こちらは個人から受理するものになりますが、個人番号とひもづけるものの類いではございませんので、e-Govを活用する方向で検討しております。今後の対応としては、令和6年度に電子申請を受け付けることを目指しまして、情報開示請求の様式などを今年度中に整理していく予定です。

以後、この方針に沿ってデジタル化のための取組を着実に進めていき、必要に応じて原 子力規制委員会に情報の報告を行う予定でございます。

説明を終わります。

○田中委員長代理

ありがとうございます。

それでは、本件について御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

伴委員、お願いします。

○伴委員

1点教えていただきたいのですけれども、法人に対するGビズIDというのは十分に普及 しているものなのですか。

○佐々木(長官官房総務課)

総務課の佐々木です。

普及しているかどうかはあれなのですけれども、GビズIDを用いることで、原子力規制 庁の手続だけではなくて、全ての行政手続が一つのIDで手続完了ということになっており まして、政府としてこれを推し進めて、普及していこうという考えでございます。

○片山長官

長官の片山でございます。

やや鶏と卵というところはあろうかと思いますけれども、やはり申請を受け付ける側で間口を広げることによって、GビズIDの利便性も向上するということだと思いますので、今の段階でどこまでと問われると、利用できるものが少なければ、それほど普及はしていないということだと思いますし、そういう意味で、政府全体としてまずは申請を受け付ける側で間口を広げるという取組をしようという方針になっておりますので、それに対応していくということではないかと思っております。

特にRI法(放射性同位元素等の規制に関する法律)関係は対象事業者も多いというところもございますので、こういうものをうまく活用して、我々の業務の効率化にもつなげていければと思っております。

○伴委員

ありがとうございます。マイナンバーの場合も、マイナンバーカードの普及の問題が常に議論されていて、今回、法人に対してGビズIDを使うということになると、特にRIの場合、かなり中小の事業者もいますので、特に最初の段階では丁寧な対応が必要になるのかなと思います。

○田中委員長代理

あとはございますか。

杉山委員。

○杉山委員

まず最初に、ここで何かコメントすると、そのコメントというのはどこかに届くのですか。

○吉野長官官房総務課長

すみません。確認です。今の委員からのコメントがデジタル庁とか、そういったところ に届く、きちんと伝えられるかという、そういう御趣旨でしょうか。

○杉山委員

はい。そうです。

○吉野長官官房総務課長

ありがとうございます。いろいろと御懸念の点をおっしゃっていただければ、この後、e-Govとの結節について検討してまいりますので、その仕様の確認などの中で懸念点などについても確認することは可能でございます。

○杉山委員

ありがとうございます。

では、その上で、コメントというか、懸念を申し上げさせていただきますと、デジタル 化、合理化ですとか、効率化というところはよく分かるのですけれども、政府機関がみん なでこのシステムを使うようになったときに、そのシステムで問題が起こったときに、各 省庁のこういう業務が一斉に滞るというのは非常によくないと思います。 我々の規制の中でもデジタル化というのは当然扱っていて、デジタル化による共通原因 故障というものは意識していて、事業者との間では、そういったことが起こっても大丈夫 なようにアナログ系も残す、あるいは改めて取り付けたりとか、そういうバックアップは 常に考えております。

この件に関しても、何かシステムで問題があったときに、問題を起こしませんという対応だけではやはり不十分だと考えておりまして、何かあったときにはこういう方法でバックアップを行うとか、そういったところまで教えていただけると、もう少し安心できるなと思いました。

以上です。

○片山長官

長官の片山でございます。

恐らくデジタル化することによって、集まった情報の管理というものがしっかりできるのかというのが一番大事かなと思っています。そういう意味で、電子化された情報についても、その情報の性質によって、こういう管理をしなさいということが政府全体の方針として決まっていますし、それを受けて原子力規制庁でもその管理の仕方を決めています。したがって、そういうところで万が一システムに不具合があったときに、データがなくなってしまってどこにもなくなるということがないようにするとか、そういったことというのは、今でも我々は電子化した情報を扱っていますので、そういった管理をしているところでございます。

今でも紙での申請とか何かができなくなるわけではないので、そういう意味で、アナログの世界というのはもうずっと残っています。紙で許認可の申請をしては駄目ということ、禁止されているわけではないので、そういう意味でいくと、アナログでやるバックアップは常にある。その上で、電子化された情報の管理のところで不都合が起きないようにしっかり管理していくと、そういうことかなと思っています。

○杉山委員

ありがとうございます。

今の情報管理についてもう一点教えていただきたいのですけれども、方法が統一される ということであっても、事業者から提出された情報自体は原子力規制庁、原子力規制委員 会の中で管理するという、そういうことになるのですか。政府が一元管理するわけではな くて。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野です。

基本的にはe-Govを通してやり取りしますけれども、ストレージとしては原子力規制庁が管理するクラウドなり、サーバーの中に入れていくということを今検討してございます。ただ、今年度で概算要求をいたしまして、来年度以降、中身のしっかりした設計に入っていきますので、その中で、先ほど頂いた御指摘と含めてしっかり構築していきたいと思い

ます。

○杉山委員

ありがとうございます。

○田中委員長代理

あとはございますか。

石渡委員。

○石渡委員

今、杉山委員がおっしゃったことはもっともだと思うのです。「今後の課題に対する対応状況及び対応方針」というところに、例えば、セキュリティの確保であるとか、不正防止の対策とか、それから、トラブルに対する対策とか、そういったことは、当然、これは始める前から予想されることであって、そのことに関する対応方針というか、対策についての記述が全然ないというのは、これはちょっと片手落ちではないかなと思うのです。私はそこのところはきちんと表明すべきことであると思うのですけれどもね。

以上です。

○吉野長官官房総務課長

ありがとうございます。総務課長の吉野です。

来年、手続ページのイメージ案などを固める中で、システムについてもきちんと整理を してまいります。その状況とともに、今頂いているセキュリティ、トラブル、不正防止な どについても、どのような対応をしたかをしっかりと御報告させていただきながら進めて いきたいと思います。

○田中委員長代理

あとはよろしいですか。

伴委員、お願いします。

○伴委員

今御指摘のあった、そういったセキュリティ関連のところというのは、今後、具体的なシステム設計をしないと分からないところがあって、大事なのは、多分、例えば、デジタル庁とか、そちらの方でケアしなければいけない問題と、原子力規制庁側でしっかり押さえておかなければいけない問題を切り分けるということだと思いますので、そういう観点から検討をお願いします。

○吉野長官官房総務課長

総務課長の吉野でございます。

承知いたしました。しっかり取り組んでまいります。

○田中委員長代理

あとはございますか。

何人かの委員の方が言われましたけれども、しっかり原子力関係のセキュリティ関係の ところは大変重要かと思います。よろしいでしょうか。 それでは、本件はこれで報告を受けたということにしたいと思いますが、委員の方から 貴重で重要な御意見、コメントがありましたので、よろしく対応をお願いいたします。

これで議題2を終了いたします。

最後の議題は「原子力規制国際アドバイザーの委嘱」でございます。

説明は、国際室の船田室長からお願いいたします。

○船田長官官房総務課国際室長

議題3について御報告させていただきます。本議題は、原子力規制国際アドバイザーの 委嘱について御報告するものでございます。

原子力規制委員会では、海外の原子力規制について豊富な経験と高度な学識を有する方を原子力規制国際アドバイザーに委嘱できることになっておりまして、規定に基づきまして原子力規制委員会委員長が委嘱を行うということになってございます。

2.のところですけれども、今回、Richard Meserve氏、Dana Drábová氏、それから、Philippe Jamet氏のお三方は再任として、Rumina Velshi氏は新たに原子力規制国際アドバイザーを 委嘱するものでございます。Velshi氏は、現在、カナダの原子力安全委員会の委員長、また、IAEAの安全基準委員会の議長を務められておる有識者でございます。

御報告は以上でございます。

○田中委員長代理

御質問、御意見等はございますでしょうか。

伴委員、お願いします。

○伴委員

最後に御紹介のあったVelshi氏ですけれども、ここに書かれていること以外に、例えば、ステークホルダーの関与ですとか、あるいはジェンダーバランスということに関して、国際的にもリーダーシップをとっておられますので、我々も学ぶところが多いのではないかと期待しています。適切な人選だと思います。

以上です。

○田中委員長代理

あとはございますか。

杉山委員。

○杉山委員

最初に出てきた再任の3名、こちらとは5月に会合を設けて、非常に我々にとってありがたいコメントをたくさん頂いております。この3名の再任はもちろん喜ばしいことですし、最後に4人目として加わったVelshi氏、こちらもある意味大物でありまして、引き受けていただいて本当によかったなと思っております。

以上です。

○田中委員長代理

あとはございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件はこれで報告を受けたということで終わりにいたします。ありがとうございました。

以上で議題3を終了いたします。

本日予定していた議題は以上になりますが、続いて、配布資料の説明を地震・津波審査 部門の岩田調査官からお願いいたします。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

配布資料を御確認いただきたいと思います。

本件につきましては、「1. 趣旨」を御覧いただきますと、9月20日の原子力規制委員会におきまして審議いただきました、日本原燃株式会社再処理事業所の3事業に関する標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等に関する審査の結果の案、いわゆる審査書でございますけれども、そのうち再処理事業の審査書の地盤の支持の記載について、修正すべき点がございました。

具体的には正誤表の2.を御覧ください。再処理事業の審査書のうち、地盤の支持に関する評価結果の記載のうち「b.中央地盤」の評価結果において、本来、最も厳しい値を示す値とその施設名を記載すべきところ、最大値ではない1.4MPaであった「ハル・エンドピース貯蔵建屋等」と記載してしまってございました。正しくは、右の欄に記載のとおり、2.0MPaであった「分離建屋」でございます。

もう一か所はその下の欄の「精製建屋等」の「等」、これが不要でございまして、これ らについて、審査書の記載を訂正したく存じます。

なお、修正後におきましても評価基準値を満足してございまして、審査結果に影響はご ざいません。

裏面に修正を反映した審査書の該当ページを示してございます。修正いたしますと、赤字の部分が変更になってございます。

本件につきましては、9月20日に誤記の説明をさせていただいたことを契機に再度確認したところ、修正すべき点が確認されたものでございます。これらの誤りは作業上の単純なミスを発端といたしまして、その後の確認が十分でなかったということでございまして、今後、このようなことがないようしっかりと確認してまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

○田中委員長代理

本件、特に何かございますか。

石渡委員。

○石渡委員

これは先週の20日の原子力規制委員会の席上でも、1点、地震のGal数だったと思いますけれども、その修正をその場で行ったということがありました。それ以外にこの2点の誤

りがあったということで、審査書というのは原子力規制委員会が最終的に判断をする文書 で、非常に重要なものでありますので、今後、こういった間違いが起こらないように十分 注意をしてやっていただきたいと思います。

以上です。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

かしこまりました。本件につきましては、改善対応として審査グループ内できちんと対 応させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○田中委員長代理

あとはございますか。

杉山委員。

○杉山委員

手続について教えていただきたいのですけれども、この審査書は原子力委員会と経済産業省に意見を求めるというプロセスにこれは既に進んでいるのですか。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

手続としては進んでございます。

○杉山委員

そのときに、やはりこういった誤記がありましたということで、訂正でもって手続上対 応するのでしょうか。

○岩田原子力規制部審査グループ地震・津波審査部門安全管理調査官

地震・津波審査部門の岩田でございます。

本日、この原子力規制委員会で御説明させていただいた内容については、伝達するということを考えてございます。

○杉山委員

分かりました。ありがとうございます。

○田中委員長代理

あとはございますか。

単純なミス的にも見えるのですけれども、やはりこういうことがあってはいけないと思いますので、今後、しっかりとした対応をお願いいたします。

あと、これは専決処理に最後はなるのですね。

○片山長官

長官の片山でございます。

原子力委員会、経済産業大臣に意見聴取をしていますので、その結果、何か変更がなければ長官専決で決裁をさせていただきたいと思いますし、その決裁に当たっては、今回の

修正を反映したもので決裁をしたいと思っております。

○田中委員長代理

特にいいですか。特にほかに何かございますか。

では、ほかになければ、本日の原子力規制委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。